



NEW

パトロールニュース

回観

まもるくん

発行
令和5年4月
日出町防5協会連合会
直 72-2706
杵築日出警察署
直 72-2131

不審者に注意!



登下校中を狙った声掛け事案が県内でも発生しています。

不審者から子ども達への声かけは、全国的に下校時の15時～18時が多い状況です。習い事などで帰宅時間が遅い子達は、夜道も気をつけなければいけません。

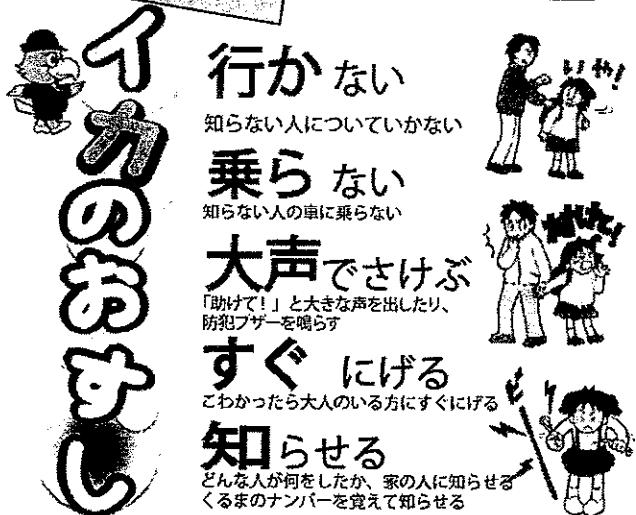
不審者を見かけたらすぐに警察に連絡しましょう。

地域の子ども達の安全を地域で守ろう!



- 子どもには、繰り返し防犯対策を指導する。
- 防犯ホイッスル、ブザーを持たせる。
- PTAや、地域安全連絡所、自治会、自主防犯パトロール隊等の協力を得て、地域ぐるみで防犯パトロールを行う。

覚えよう！防犯標語



「電子マネーカードの番号送れ」は詐欺！

電子マネーカードを悪用した詐欺の手口は、

- アダルトサイトや出会い系サイト、情報番組などの利用料金や退会料金を滞納している、ウィルスに感染している
- 早急に支払わないと（連絡しないと）、裁判になるなどとメールや電話で請求する。
- コンビニエンスストア等で電子マネーカードを購入するように指示する
- 購入した電子マネーカードに記載された番号を写真撮影しメール送信せたり電話で通知させたりするというものです。

この手口の詐欺被害は、高齢世代から若年世代まで幅広い年代にわたっています。

[3月中の主な窃盗犯罪等の発生受理状況]

| No. | 犯罪別 | 発生場所 | No. | 犯罪別 | 発生場所 |
|-----|---------|------|-----|---------|------|
| 1 | 窃盗(万引き) | 日出 | 2 | 窃盗(万引き) | 日出 |

全刑法犯認知件数 令和5年 1月～3月末 9件 前年同月対比 +5件

同覽

春の全国交通安全運動

- 1 期間**
令和5年5月11日（木）から20日（土）

2 運動の重点

 - (1) こどもを始めとする歩行者の安全の確保
 - (2) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
 - (3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保

 - 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - 歩行者の安全の確保

2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

 - 運転者の歩行者等への保護意識の向上
 - 飲酒運転の根絶
 - 高齢運転者の交通事故防止
 - 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底

3 自転車の乗車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守

 - 自転車用ヘルメットの着用（令和5年4月1日から義務化）と新しい「自転車安全利用五則」の遵守

風薫る爽やかな季節となりました。大型連休を控え、旅行に！、キャンプに！行楽のシーズンです。交通事故の多発する季節でもありますので、無理のない計画を立てて、ゆとりのある行動をしましょう。命の芽吹きを感じながら、「いのちだいじに」をモットーに楽しい時を過ごしてください。

本居宣長著　新古今著者大成

令和5年
5月号

發行
杆築日出警察署
80977-72-2131

悪質商法にご用心！

自転車月間（自転車の安全利用の促進）

5月は、自転車の活用と推進についての理解を深める「自転車月間」です。

- 1 **自転車事故の特徴**（県内の過去5年間の自転車事故統計から）
 - 事故類型は出会い頭が5割以上、右左折時が3割以上！
 - 発生場所は交差点やその付近が7割以上！
 - 2 **交通ルールの遵守について**
 - 自転車安全利用五則などの交通ルールを守りましょう。

自転車安全利用五則（R4.11.1～）

- ① 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
 - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ③ 夜間はライトを点灯
 - ④ 飲酒運転は禁止
 - ⑤ ヘルメットを着用

- 二人乗り、無灯火、傘差し運転、運転中の携帯電話・ヘッドホンの使用等も危険な道路交通法違反です！

3 自転車運転者講習制度

- 悪質な違反（信号無視、指定場所一時不停止、酒酔い運転等の15類型）を繰り返す（過去3年間に2回以上）危険な自転車運転者には、自転車運転者講習の受講が命令されます。

○ 受講命令に違反したら、5

- 4 自転車保険等への加入義務
○ 大分県では、自転車保険等への加入が義務づけられています。
○ 損害賠償責任保険に必ず加入しましょう